令和元年度 第1回 酒田市景観審議会 議事録

日 時:令和元年12月25日(水) 午前10時00分~午前11時00分

場 所:酒田市役所 7階 703会議室

出席者:小松麻美委員、兵藤陽子委員、佐々木大祐委員、佐藤恒夫委員、

渡部 芳久 委員、伊藤 かほる 委員、阿曽 眞由美 委員、池 田 香 委員、遠山 茂樹 委員、古川 美紀 委員、髙 橋 剛 委員、梅津 勘一 委員、

村上 成起委員、真田 誠司委員(代理) 以上14名

欠席者:なし

事務局:企画部長、都市デザイン課

傍 聴 者:報道関係1名

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 あいさつ 企画部長
- 4 会長、副会長の選出

事務局より、委員の紹介、本審議会が開催要件を満たしていることを報告。 会長に遠山委員、副会長に渡部委員を選出。

5 諮問

6 審 議

- (1)審議会の進め方について
- (2) 「JRE酒田風力発電所 更新計画 環境影響評価方法書について」に関する概要等の説明に ついて

議長

これより、酒田市景観審議会の審議を始めます。

それでは、これより議事を進めます。はじめに、審議会の進め方について、事 務局から説明願います。

事務局

本日の案件の説明ですが、事務局からは、本案件の経緯と環境アセスメントの 手続きについて説明いたします。

事業概要と環境影響評価方法書の説明につきましては、事業者様がお越しいただいておりますので、直接説明させていただきたいと思います。

なお、説明後の質問についても、事業者様から直接回答をしていただきますので、よろしくお願いします。

(案件の経緯と手続きについて説明)

<事業者入室>

事業者

(風力発電所更新計画の概要及び環境影響評価方法書について説明)

議長

説明、ありがとうございました。

それでは、ただ今説明ありました事業計画の概要や方法書について、ご質問を 受けたいと思います。なお、ご意見については、次回の景観審議会で伺いますの でよろしくお願いします。

それでは、ご質問がある方は挙手をお願いします。

委員

環境影響評価法に基づく方法書の流れについて説明いただきましたが、他県においても同じように行われる一般的な流れなのでしょうか。

事業者

今回の環境影響評価の手続きですが、環境影響評価法に則っての手続きとなります。一定の規模以上の発電所に関しましては全て同じような手続きをすることとなっています。ただ、審議会の開催回数などは各行政機関によって定めています。基本的な流れについては同じものとなっています。

委員

資料1の2頁にあります「リプレース」の言葉の意味を教えてください。

事業者

「リプレース」とは、経産省で定めた言葉で、運転中の発電所を更新するときのことを呼ぶように制度が定められています。

今回のように更新し固定買い取り制度を利用して事業を継続するときの手続きが、一から発電所を作っていく時と手続きが異なってくることがあるので、別途名前を付けて制度を設けたものであります。

委員

具体的には、現存の物を一旦なくして、新しい物を作っていくことでよろしい のでしょうか。

事業者

基本的にはそのような意味でご理解いただければと思います。

現状では、20年以上の運転の継続について法律が整ってなく、できないので、更新をする場合には、今の物を撤去して新しいものを建てていくことになります。

議長

他にご質問ございませんでしょうか。

委員

(なし)

議長

無ければ、これを持ちまして、事業計画の概要と方法書についての説明と質疑 応答を終了いたします。

説明、質疑応答が終わりましたので、事業者さんが退席します。お疲れ様でした。

<事業者退室>

(3) その他

議長

次に(3)その他ですが、委員の皆さんから何かありますか。

委員

前の会議から、景観といっても風車の件ばかりで、酒田の景観についてもっと話さなければならないことがあるのではないかと思います。

そういうことについて、これからやっていく考えはあるのでしょうか。

環境の問題もあるんですけれども、ハタハタの所のごみの問題とか。景観に関わるところがいっぱいあるのではないかと思います。

これはこれでやるとして、今後の進め方として、その他に考えていく、意見を頂戴するといった会議はあるのでしょうか。

事務局

ありがとうございます。

現状としては、今のところ風車が諮問できる案件として考えています。

委員の皆様から「こういったことも話し合ったほうがいいのではないか」とご 意見があった場合は、考えなければならないと思っていますが、現状としては考 えてなかったところであります。

委員

資料2の44頁にあります説明会の開催について、2箇所で開催した報告書が出ていたわけですけれども、広報で開催の案内をしての人数だと思うのですけれども、広くお示しをして参加人数を増やすことはできないのでしょうか。酒田市としてはどのような方向なのでしょうか。

事務局

事業者の判断が一番大きく関わっているところで、市はそれに従ったところであります。広報以外でも事業者のホームページ等で可能な限りしていたところはあるのですが、結果として、この人数しか集まらなかったわけですので、次の段階では事業者の方に伝えていきたいと思います。

委員

あまりにも人数が少なくて、心配なところがありました。

議長

他にご質問はございませんでしょうか。

委員

(なし)

議長

それでは、以上をもちまして審議を終了し、進行を事務局にお返しします。

7 その他

○報告案件

- 眺望点プレートについて
- ・次回景観審議会の開催案内について

8 閉 会